

登録ボイラー実技講習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 の規定による同法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号) 第 19 条の 24 の 46 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 教 習 機 関 の 名 称	一般社団法人八戸地方労働基準協会
登 録 教 習 機 関 の 住 所	青森県八戸市根城八丁目 8 -155
変更前の代表者の職氏名	会長 工藤 義隆
変更後の代表者の職氏名	会長 泉本 忍
変 更 年 月 日	令和 7 年 11 月 18 日
登 録 番 号	第 3 号

令和 8 年 7 月 22 日

青 森 労 働 局 長